

事務連絡
令和8年4月7日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置終了に伴う
障害者雇用率に引上げ等について（周知依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率や除外率などの取扱いについて、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置終了に伴う障害者雇用率の引上げ等について」（令和8年4月1日職発0401第18号厚生労働省職業安定局長）が別添のとおり発出されたところです。

就労系障害福祉サービス事業所においては、日頃から障害者を雇用する企業やハローワークをはじめとした地域の関係機関と連携して、利用者の就労支援に取り組んでおられることと存じますので、当該通知の内容について、管内の就労系障害福祉サービス事業所へ周知くださいますよう、御協力をお願いいたします。

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置終了に伴う
障害者雇用率の引上げ等について

令和5年3月に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号。以下「改正政令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第16号）において、障害者雇用率の引上げ等を内容とする改正を行ったところですが、改正政令等における経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日より障害者雇用率が引き上げられます。

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、率先垂範して障害者の雇用に取り組み、雇用の質の確保・向上を図りつつ、障害者雇用率の達成を図っていくことが重要です。

各都道府県におかれましては、その趣旨を十分理解の上、障害者の雇用促進に努めていただくよう特段の配慮をお願いするとともに、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対しても、御協力いただけるよう周知の方、よろしく願いいたします。

また、都道府県労働局においては、都道府県や市町村の御協力を得つつ障害者雇用率の引上げ等の周知に取り組むこととしており、こうした取組との連携につき特段の御配慮を御願いたします。

記

1 障害者雇用率について

経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日より障害者雇用率が、国及び地方公共団体にあつては3.0%に、都道府県等の教育委員会にあつては2.9%に、一般事業主にあつては2.7%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあつては3.0%に改められること。

2 障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲について

経過措置の終了に伴い、令和8年7月1日より障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲が、その雇用する労働者の数が常時43.5人以上から37.5人以上（特殊法人にあっては38.5人以上から33.5人以上）である事業主に改められること。